

【商品概要説明書】

通知預金（新規お申込みの受付を停止しております）

[2026 年 1 月 1 日現在]

1. 商品名	通知預金
2. ご利用 いただける方	個人および法人
3. 期間	定めはありません。（ただし、7 日間の据置期間が必要です）
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時預入 1 口 5 万円以上 1 円単位
5. 払戻方法	据置期間経過後、随時一括して払戻いたします。 払戻しは 1 口毎に取扱います。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法 (5) 金利情報の 入手方法	毎日の店頭表示利率を適用します。 解約時に一括して支払います。 付利単位を 10,000 円（据置期間中の支払時は 100 円）とし、1 年を 365 日とする日割により計算します。 個人の場合 ・ 国税 15.315%、地方税 5%が源泉分離課税されます。 一般法人の場合 ・ 国税 15.315%が源泉徴収されます。 ・ 非課税法人は非課税となります。 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
7. 手数料	_____
8. 付加できる 特約事項	「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象となる個人のお客さまは、マル優のお取り扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	据置期間中に解約する場合は、解約日における店頭表示の普通預金利率によって計算した利息とともに払戻します。
10. その他参考 となる事項	この預金は、預金保険の対象となり同保険の範囲内で保護されます。
11. 当行が契約 している指定 紛争解決機関	当行は、一般社団法人 全国銀行協会を利用することにより、苦情および紛争の解決を図ります。 一般社団法人 全国銀行協会 連 絡 先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772